

奨学生緊急支援金

申請期限 12/24(金)

市では、本市出身者で、現在本市を離れて修学しており、奨学金の貸付を受けて修学している学生などを対象に、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入の減少などに対する支援を行うため、「奨学生緊急支援金」を支給します。

■対象者／次の全てに該当する方

- ①大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校、高等学校(市内の高等学校を除く)、各種学校等に在学している方
- ②気仙沼市立中学校を卒業した方
- ③今年度貸与型奨学金を受けている方

■給付金額／

- ①高校生以外：1人あたり3万円
- ②高校生：1人あたり2万円

■申請期限／12月24日(金)

■申請方法／

郵送による申請

申請書に次の書類を付して郵送

〈添付書類〉

- ①在籍を確認できる書類(学生証の写し、在学証明書)

- ②貸与型奨学金を受けていることの確認書類(奨学生証、貸与額通知書、採用決定通知等の写し)

- ③給付金の振込先が確認できる通帳の写し

電子申請

市LINEアカウントの申請フォームより申請(申請書のダウンロード、申請の方法については市公式サイトをご覧ください)

申問

〒981-3311

宮城県富谷市富谷新町95 株式会社マナライブ

☎ 090-6685-4199

(月～金曜日9時～18時)

✉ kazuyak@manalive.co.jp

事業担当：学校教育課学事係

☎ 22-3441

年金生活者支援給付金

～対象となる方にはご案内が届きます～
(※現在受給している方はお手続き不要です)

年金生活者支援給付金は、公的年金などを受給していても所得が低い方を支援するため年金に上乗せして支給される給付金です。

年金生活者支援給付金を受給するためには、請求書を提出する必要があります。受給要件を満たしているかぎり、一度請求することで継続して受け取ることができます。

対象者、請求方法については次のとおりです。

■対象となる方／

以下の要件をすべて満たしている方

《老齢基礎年金を受給している方》

- ☑65歳以上である
- ☑世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ☑前年の年金収入額とその他所得額の合計が881,200円以下である

《障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方》

- ☑前年の所得額が4,721,000円以下である

■請求手続き／

《新たに受け取れる方》

- ・対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が8月中旬以降、送付されます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入しお早めに提出してください。

《年金を受給し始めた方》

- ・年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。
※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、口座番号や暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

☎給付金専用ダイヤル(ナビダイヤル)

☎ 0570-05-4092

石巻年金事務所

☎ 0225-22-5118